一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター 確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター(以下「検査センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第46条に規定する建築物に関する確認の申請手数料の額は、確認申請 一件につき、次の表の手数料の額(以下この条において「表の額」という。)の欄に掲 げるとおりとする。

床 面 積 の 合 計		手数料の額
100㎡以内のもの) O m ² 以内のもの 建築基準法第6条の4に該当するもの	
上記以外の建築物		26,000円
100㎡を超え、 建築基準法第6条の4に該当するもの		30,000円
200㎡以内のもの	上記以外の建築物	37,000円
200㎡を超え、300㎡以内		45,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの		50,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		75,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		100,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該 建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転をする場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加をする部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若し くは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係 る部分の床面積の二分の一
- 3 既存建築物に増築する場合(同一棟とした場合に限る。)は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として、表の額の欄に掲げるとおりとする。ただし、既存建築物の審査において構造強度に係る審査を要する場合にあっては、第4項第1号及び第2号の規定を準用して加算する。
- 4 第1項に規定する確認申請に係る計画が、次の各号に該当する場合は、同項の手数料 に当該各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 20 条第 1 項 (第四 号イを除く。) に定める構造計算書の添付を要する場合 (法第 20 条第 2 項の適用を

受ける建築物はそれぞれ別の建築物とみなす。第2号について同じ)

一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金 額
200㎡以内のもの	15,000円
200㎡を超え、1000㎡以内のもの	30,000円
1000㎡を超え、2000㎡以内のもの	40,000円

(2) 構造強度に係る設計を壁量計算等の仕様規定(以下「仕様規定」という)により行う場合

一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

仕様規定を要する建築物の床面積の合計	金額
200㎡以内のもの	8,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	10,000円

(3) 日影図又は天空率を用いた場合 : 一の建築物につき 10,000円

(4) 避難安全検証法、耐火区画性能検証法及び防火区画性能検証法による場合

: 一の建築物につき 30,000円

(5) 特定天井の検証方法による場合 : 一の建築物につき 30,000円

(6) 住宅等の省エネ仕様基準若しくは誘導仕様基準(以下「仕様基準等」という。)の 審査による場合

確認申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額

住宅の種類・床面積の合計		金額
一戸建ての住宅		8,000円
共同住宅等	300㎡以内のもの	16,000円
	300㎡を超え、2000㎡以内のもの	26,000円

(7) 鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物の場合

確認申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額

対象建築物の床面積の合計	金額
100㎡未満のもの	5,000円
100㎡以上のもの	10,000円

- (8) 法第6条の3に規定する構造計算適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認 審査がある場合 : 構造計算一件につき 8,000円
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する建築

物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という。)の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合(ただし、検査センターが省エネ適合性判定を行った場合は除く) : 一の建築物につき 8,000円

(建築設備に関する確認申請手数料)

- 第3条 業務規程第46条に規定する建築設備の確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)

24,000 円

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

12.000円

(工作物に関する確認申請手数料)

- 第4条 業務規程第46条に規定する工作物の確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。)

22,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 11,000円

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第5条 業務規程第46条に規定する建築物に関する中間検査の申請手数料の額は、中間検査申請一件につき、次の表の手数料の額の欄に掲げるとおりとする。

床 面 積 の 合 計	手数料の額
100 ㎡以内のもの	34,000円
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	44,000円
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの	55,000円
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	62,000円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	74,000円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	99,000円

2 検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の中間検査については、前項の手 数料の額に第2条第1項の確認申請手数料の10分の3を加算した額とする。

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 業務規程第46条に規定する建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、完了 検査申請一件につき、次の表の手数料の額(以下この条において「表の額」という。) の欄に掲げるとおりとする。

			建築基準法第7条の4
	積の合計	右欄以外の建築物に	第4項の中間検査合格
/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	付 ツ ロ 司	係る手数料の額	証が交付された建築物
			の手数料の額
100 ㎡以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	30,000円	2.4.000
上記以外の建築物		36,000円	34,000円
100 ㎡を超え、	建築基準法第6条の4に該当するもの	37,000円	4.4.000
200 ㎡以内のもの	上記以外の建築物	46,000円	44,000円
200 ㎡を超え、300 ㎡以内	のもの	56,000円	55,000円

300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	65,000円	62,000円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	78,000円	74,000円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	104,000円	99,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定する。
 - (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。
 - (3) 既存建築物に増築する場合(同一棟とした場合に限る。)は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計について算定する。
 - (4) 検査センターが法第7条の6に基づく仮使用の認定を行った建築物に関する前項の表の床面積の合計は、第1号から第3号により算定した床面積から、仮使用認定を受けた部分の床面積を減じて算定する。
- 3 検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、第1項の 手数料の額に第2条第1項の確認申請手数料の2分の1を加算した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価若しくは長期使用構造の確認(以下「省エネ適合判定等」という。)を要した建築物及び省エネ仕様基準等により 建築確認を受けた建築物の完了検査1件の床面積の合計につき、次の各号に該当する場合は、第1項の手数料に当該各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 検査センターから省エネ適合性判定等若しくは省エネ仕様基準等による建築確認を受けている場合の加算額

床面積の合計	金 額
200 ㎡以内のもの	6,000円
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの	10,000円
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	15,000円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	20,000円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	30,000円

(2) 検査センター以外から省エネ適合判定等による建築確認を受けている場合の加算額

床 面 積 の 合 計	金 額
200 ㎡以内のもの	16,000円
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの	25,000円
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	35,000円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	45,000円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	60,000円

5 鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物の場合は、対象建築物の床面積の合計

につき、次の表に掲げる額を加算する。

対象建築物の床面積の合計	金額
100㎡未満のもの	3,000円
100㎡以上のもの	5,000円

(建築設備に関する完了検査申請手数料)

- 第7条 業務規程第47条に規定する建築設備に関する完了検査申請手数料の額は、28, 000円とする。
- 2 検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、前項の手 数料の額に第3条の確認申請手数料の2分の1を加算した額とする。

(工作物に関する完了検査申請手数料)

- 第8条 業務規程第47条に規定する工作物に関する完了検査申請手数料の額は、26,00円とする。
- 2 検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、前項の手 数料の額に第4条の確認申請手数料の2分の1を加算した額とする。

(建築物に関する仮使用認定申請手数料)

第9条 業務規程第47条に規定する建築物に関する仮使用認定申請手数料の額は、申請 1件ごとに次の表に掲げる場合の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

区分	金額
一戸建ての住宅	第6条第1項の完了検査手数料の区分に該当する
	手数料の額の120%
一戸建ての住宅を除く建築物等	120,000円

(軽微な変更説明書の審査に関する手数料)

- 第10条 軽微な変更説明書を審査する場合の手数料は、軽微な変更説明書1通につき 3,000円とする。(建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更ルート A を含み、 ルート C を除く。)
- 2 構造強度に係る軽微な変更の審査(仕様規定による場合を含む。)を含む場合の手数料は、軽微な変更説明書1通につき 5,000円とする。
- 3 検査センターから建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書 (設計性能評価等を含む。)の交付を受けた建築物で、建築物エネルギー消費性能に係 る軽微な変更 (ルート B に限る。)が生じる場合は、検査センターの建築物エネルギー 消費性能適合性判定料金 (税抜き) に 0.3 を乗じた額とする。
- 4 検査センター以外の者から建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書(設計性能評価等を含む。)の交付を受けた建築物で、建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更(ルート B に限る。)が生じる場合は、検査センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金(税抜き)の額とする。
- 5 完了検査の申請又は検査の結果において、軽微な変更があった場合については、第1 項から第4項の規定を準用する。

(確認申請書等記載事項誤記訂正願)

第11条 当機関が交付した確認申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請手数料は、 3,300円(税込)とする。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

(附 則)

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成17年11月 7日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成19年 6月20日から施行する。

(附 則)

- 1 この改正は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 確認申請手数料に関する経過措置

平成21年3月31日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成21年4月30日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

3 中間検査申請及び完了検査申請手数料に関する経過措置 平成21年3月31日までに、本機関の確認済証の交付を受けた30㎡以内 の建築物については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

この改正は、平成24年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成24年12月27日から施行する。

(附 則)

- 1 この改正は、平成25年 7月 1日から施行する。
- 2 確認申請手数料に関する経過措置

平成25年6月30日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成25年7月31日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

3 確認申請書等記載事項誤記訂正願の申請手数料に関する経過措置 平成25年6月30日までに、本機関の確認済証の交付を受けた確認申請書 等については、適用しないものとする。

(附 則)

- 1 この改正は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 確認申請手数料に関する経過措置

平成26年3月31日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成26年4月30日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

- 1 この改正は、平成27年 6月 1日から施行する。
- 2 確認申請手数料に関する経過措置

平成27年5月31日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成27年6月30日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

- 1 この改正は、平成28年 7月 1日から施行する。
- 2 確認申請手数料に関する経過措置

平成28年6月30日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成28年7月31日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

- 1 この改正は、令和4年 5月 1日から施行する。
- 2 確認申請手数料に関する経過措置

令和4年4月30日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、令和4年6月10日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

1 この改正は、令和7年 4月 1日から施行する。